

平成 28 年 3 月 4 日

支部協会御中

(公社) 日本ウエイトリフティング協会
競技委員会委員長 菊地俊美
審判委員会委員長 岡田純一

規則の解釈について

平成 25 年度審判講習会の内容に関する更新情報をお知らせ致します。

1. 【4.1.2】について

競技・競技会規則 4.1.2 は平成 26 年度第 4 回理事会において、ユニタードの“ツーピース”を追加する変更案が承認されました。

「コスチュームの下に、以下の基準に則したユニタード を 1 枚着用しても構わない： ・ ワンピース又はツーピース（フルボディ） ・ 体にフィットしている ・ 襟なし ・ 肘及び膝をカバーすることは構わない ・ 色については規定しない ・ 模様やデザインが入っていないはならない」

この規則変更にともない、平成 27 年度の全国競技会における監督会議資料においては「ユニタード(単色・デザインなしでワンピース又はツーピース)の着用は可能であるが、ユニタードだけでコスチュームの代用は出来ない。またユニタードの重ね着も不可である。」と記載しています。

その後、この項目に関し、IWF Technical Committee において、以下が確認されました。

- ・ユニタードトップのみ使用可（ただし、単色、柄なし、肌に密着していること）
- ・ユニタードボトムスのみ使用可（ただし、単色、柄なし、肌に密着していること）

しかし、競技規則変更(IWF)には至らず文言の解釈のみに留まったため、「審判講習会」では保留としましたが、その後の IWF 競技会動向から鑑みて追認措置として、資料の事例は使用可と扱います（2-3 頁）。

2. 【4.4.3.4】「テープ又はその代用品を肘に貼り付けてはならない」（4 頁）に関して

2015 年 11 月の IWF Technical Committee において、「肘」の定義について議論されました。「肘頭から近位 5cm、遠位 5cm」を肘と定義することが採択されました。

【注釈】JWA 競技規則の変更は競技委員会、および理事会承認を経て告示されますが、IWF では規則変更には至らない範囲で、運用上の解釈が世界大会の度に IWF Technical Committee で確認されることがあります（年 3～4 回）。このような、競技規則に明記されない運用上の情報の存在をご理解ください。

ユニタード (4.1.2)

ユニタードを **コスチュームの下** に着用しても構わない

ユニタード は **肌** として考えるとよい
次の基準に則していること:

- ワンピース又はツーピース
- 体にフィットしていること
- **襟なし** であること
- 肘と膝をカバーしても構わない
- 色については規定しない
- **パターンやデザイン** があってはならない



つまり...



何色でも構わない
が単色で
パターンがないこと

肘
まっすぐ?
曲がってる???

ツーピースのユニタード が許されるということは...



OK!!



ユニタードトップ, 条件は

- 体にフィットしていること
- 襟なしであること
- パターン/デザインがないこと

注: ユニタードトップのみでユニタードボトムなしでも許される

ツーピースのユニタード が許されるということは...



OK!!

ユニタードボトム / レギンス



注: ユニタードトップなしでも許される



やってよいこと...

肘以外でテープを貼ること

手のテープが 手首に至ること.
(4.4.3.2)

肘以外であれば体のどの部分にでも、
他のバンデージを含む競技者の服装の
いかなる部分の下につけても構わない。
(4.4.3.5)



コスチュームの下に
貼っても構わない



ソックスの下に貼ってもOK



キネシオテープをコスチュームと
バンデージの下に貼るのもOK

やってはならないこと...

テープを指先から突き出すこと (4.4.3.1)

= 指 / 拇指と同じ長さにする

テープをバーベルに付着させること (4.4.3.3)

テープを肘に貼ること (4.4.3.4)

